

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

浦安市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

浦安市長

## 公表日

令和5年11月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民異動等による加入や資格喪失の届出の受付業務 ②被保険者証等における再交付申請の受付及び交付業務 ③各種申請の受付業務 ④後期高齢者医療広域連合で決定された保険料の徴収及び還付業務 ※還付にあたり、必要に応じて公金受取口座情報を情報提供ネットワークシステムにより照会する。 ⑤対象者に後期高齢者健診を実施
③システムの名称	①後期高齢者医療システム ②後期高齢者医療広域連合電算処理システム ③統合連携DBサーバ ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバ-GW ⑥中間サーバ ⑦健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)後期高齢者医療情報ファイル (2)統合連携DBファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表一 59の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):(83の項) (別表第二における情報照会の根拠):(82の項)  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (情報提供の根拠):なし (情報照会の根拠):(第43条の2の2)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康子ども部 国保年金課 健康増進課
②所属長の役職名	国保年金課長、健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市総務部法務文書課(情報公開室)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市健康子ども部国保年金課 電話番号 047-351-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月1日	評価書名	浦安市 後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目 評価書	事後	
平成28年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	①後期高齢者医療システム ②後期高齢者医療広域連合電算処理システム ③統合連携DBサーバ ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバ-GW ⑥中間サーバ	①後期高齢者医療システム ②後期高齢者医療広域連合電算処理システム ③統合連携DBサーバ ④団体内統合宛名システム	事前	情報提供ネットワークシステム に接続しないため
平成28年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事前	情報提供ネットワークシステム に接続しないため
平成28年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :(83の項) (別表第二における情報照会の根拠) :(82の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7 号) (別表第二における情報提供の根拠) :未定 (別表第二における情報照会の根拠) :未定	削除	事前	情報提供ネットワークシステム に接続しないため
平成28年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉部 国民健康保険課	市民経済部 国保年金課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国民健康保険課長 臼倉 昌俊	国保年金課長 大塚 晴美	事後	
平成28年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	情報公開コーナー	情報公開室	事後	
平成28年8月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部国民健康保険課	市民経済部国保年金課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民異動等による加入や資格喪失の届出の受付業務 ②被保険者証等における再交付申請の受付及び交付業務 ③各種申請の受付業務 ④後期高齢者医療広域連合で決定された保険料の期別保険料賦課徴収、納付相談及び滞納整理業務	高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①住民異動等による加入や資格喪失の届出の受付業務 ②被保険者証等における再交付申請の受付及び交付業務 ③各種申請の受付業務 ④後期高齢者医療広域連合で決定された保険料の期別保険料賦課徴収、納付相談及び滞納整理業務 ⑤対象者に後期高齢者健診を実施	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①後期高齢者医療システム ②後期高齢者医療広域連合電算処理システム ③統合連携DBサーバ ④団体内統合宛名システム	①後期高齢者医療システム ②後期高齢者医療広域連合電算処理システム ③統合連携DBサーバ ④団体内統合宛名システム ⑤健康管理システム	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康子ども部 国保年金課	健康子ども部 国保年金課 健康増進課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国保年金課長 大塚 晴美	国保年金課長、健康増進課長	事後	
令和1年6月28日	" I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先"	総務課	法務文書課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民経済部 国保年金課	健康こども部 国保年金課 健康増進課	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和1年6月28日	IVリスク対策		追加	事後	様式変更のため
令和4年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ①住民異動等による加入や資格喪失の届出の受付業務 ②被保険者証等における再交付申請の受付及び交付業務 ③各種申請の受付業務 ④後期高齢者医療広域連合で決定された保険料の期別保険料賦課徴収、納付相談及び滞納整理業務 ⑤対象者に後期高齢者健診を実施	高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ①住民異動等による加入や資格喪失の届出の受付業務 ②被保険者証等における再交付申請の受付及び交付業務 ③各種申請の受付業務 ④後期高齢者医療広域連合で決定された保険料の徴収及び還付業務 ※還付にあたり、必要に応じて公金受取口座情報を情報提供ネットワークシステムにより照会する。 ⑤対象者に後期高齢者健診を実施	事前	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①後期高齢者医療システム ②後期高齢者医療広域連合電算処理システム ③統合連携DBサーバ ④団体内統合宛名システム ⑤健康管理システム	①後期高齢者医療システム ②後期高齢者医療広域連合電算処理システム ③統合連携DBサーバ ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバーGW ⑥中間サーバー ⑦健康管理システム	事前	番号法改正に伴う変更
令和4年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	番号法改正に伴う変更
令和4年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):(83の項) (別表第二における情報照会の根拠):(82の項)  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (情報提供の根拠):なし (情報照会の根拠):(第43条の2の2)	事前	番号法改正に伴う変更
令和4年12月28日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	<input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	事前	番号法改正に伴う変更
令和4年12月28日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	番号法改正に伴う変更
令和5年11月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和5年10月20日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和5年11月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和5年10月20日 時点	事後	評価再実施に伴う変更